

# 電気料金種別定義書

【eneco】

株式会社 L o o o p

## 目次

1. 適用期日 .....	3
2. 定義 .....	3
3. 適用条件 .....	4
4. 提供条件 .....	4
5. サービス料金 .....	5
6. サービスの適用開始及び終了 .....	5
7. 本定義書の変更又は廃止 .....	5
別表 .....	6

電気料金種別定義書[eneco]（以下「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下「電気供給約款」といいます。）に基づき、低圧・高圧または特別高圧で電気を供給し、RE100%・RE50%を適用した電気供給するときの料金、その他の条件を定めています。

## 1. 適用期日

「本定義書」の内容は、2026年4月1日から適用されます。

## 2. 定義

### (1) 用語の定義

#### イ 再生可能エネルギー

太陽光、風力その他、非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいいます。（以下「再エネ」といいます。）

#### ロ FIT

固定価格買取制度のことをいいます。再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を、電気を利用する国民から賦課金という形で集め、電気のもつ非化石価値は国民に帰属するものとされています。

#### ハ 非化石証書

非化石電源（再エネ、原子力）からの電気が持つ「非化石価値」を証書化したものをいいます。ただし、本サービスに適用されるのは「再生可能エネルギー由来」のみとなります。（本定義書においては「再エネ由来」といいます。）

#### ニ Jクレジット

省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入、森林経営などの取組による、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のもと、創出されたクレジットのことをいいます。再エネ由来とは、再生可能エネルギー導入により創出されたクレジット、省エネルギー由来とは、省エネルギー機器導入等により創出されたクレジットのことをいいます。

#### ホ 年度

4月から翌年3月までを指します。

#### ヘ eneco

当社の環境価値サービスである以下サービスの総称を指します。本定義書とは別段に規定された環境価値サービスも含まれます。

- ・ RE100%
- ・ RE50%

### (2) RE100%

イ 供給する電気が以下の両機能を満たすサービスとします。

- ① 非化石エネルギー（再エネ）にすること。
- ② CO<sub>2</sub>排出量がゼロであるエネルギーにすること。

- ロ 本機能を実現する手段は、以下の通りとします。  
FIT 又は非 FIT 非化石証書（再エネ指定）を組み合わせたエネルギー

(3) RE50%

- イ 通常の電気と「RE100%」を 50%ずつ混合させて提供します。通常の電気以外の部分は下記の機能を満たします。

- ①非化石エネルギー（再エネ）にする
- ② CO<sub>2</sub>排出量がゼロであるエネルギーにする

- ロ 本機能を実現させる手段は、以下の通りとします。  
FIT 又は非 FIT 非化石証書（再エネ指定）を組み合わせたエネルギー

### 3. 適用条件

(1) 適用対象電圧

- イ 高圧・特別高圧

法人のお客様

（ただし、東京電力管内・関西電力管内の取次を除く。）

- ロ 低圧（家庭・事業者・商店等）のお客様

(2) 適用対象エリア

全国（離島を除く）

### 4. 提供条件

- (1) 原則として、本機能の実現に用いる非化石証書創出元である発電所の産地は指定できないものとします。また、電源種別は、原則として、太陽光とします。なお、トラッキングをご希望の場合、トラッキング付 FIT 非化石証書及びトラッキング付非 FIT 非化石証書を用います。
- (2) eneco にて提供される再生可能エネルギー使用量及び CO<sub>2</sub> 排出量はマイページで参照できる「実績記録書」（以下、「実績記録書」といいます。）にて報告するものとし、当社が取得した非化石証書の開示は行わないものとします。なお、発電所名称、所在地に関しては原則として、開示しないものとします。
- (3) 実績記録書に発電所名称、所在地等が記載される場合、発電事業者の合意の元、当該記載は第三者へ開示するものとします。
- (4) 非化石証書の調達が可能だった場合、再エネ由来の J クレジットをお客様の口座へ移転又は代理無効化<sup>\*</sup>することにより、お客様が受電した電気に対して、本機能を満たすものとします。

※代理無効化：「無効化」とは購入したクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、クレジットを無効にすることをいいます。この手続きを当社が代理で行うことを「代理無効化」といいます。

## 5. サービス料金

### (1)-1 RE100%

再エネ価値取引市場及び高度化法義務達成市場（非 FIT 非化石証書（再エネ指定））の、前年オークション各 4 回分の約定価格（税抜き）を算術平均し、税込みとした値に当月の電力使用量（kWh）を乗じた値となります。

なお、税込後の料金単価はそれぞれ銭単位とし、銭未満の端数は四捨五入します。

「トラッキング付き」も同料金となります。

### (1)-2 RE50%

通常の電気と「RE100%」を 50%ずつ混合させて提供する場合、(1)-1 で定義した料金単価に 0.5 を乗じた値を加算します。

なお、税込後の料金単価は銭未満の端数は四捨五入します。

次年度の料金単価については、当年度の 12 月に電磁的方法にて提示します。料金単価に対して申し出がなかった場合は合意したものとみなし、次年度の 4 月分の請求から新料金単価にて請求します。別表に算定例を示します。

## 6. サービスの適用開始及び終了

- (1) 本契約の契約期間は 1 年の自動更新です。解約時に違約金は発生しません。
- (2) 電気供給契約が終了又は解約となった場合、eneco は、電気供給契約の終了日又は解約日の前日まで適用されます。
- (3) eneco のみ解約する場合、解約希望月の検針日から 1 か月前までに、当社のコンタクトセンターにお申し出ください。

## 7. 本定義書の変更又は廃止

- (1) 当社が、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせ及び廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）(2) 及び(3)に準じます。

## 別表

### 1. 加算料金単価(2026年度)

メニュー名	料金単価 (税抜) ※下記を当月の電力使用量 (kWh) に乘じ、請求します	料金単価 (税込) ※消費税 10%の場合
RE100%	<b>0.79 円</b>	<b>0.87 円</b>
RE50%	<b>0.39 円</b>	<b>0.43 円</b>

### 【参考】加算料金単価 (2025年度)

メニュー名	料金単価 (税抜) ※下記を当月の電力使用量 (kWh) に 乘じ、請求します	料金単価 (税込) ※消費税 10%の場合
RE100%	0.50 円	0.55 円
RE50%	0.25 円	0.28 円